

国民民主党案と政府案との主な相違点

喫煙禁止場所

		国民民主党案	政府案
施設	医療施設	<第一種施設> 屋内 + 屋外 ※ホスピス等では例外的に屋外に喫煙場所の設置可	<第一種施設> 屋内 + 屋外 ※屋外に喫煙場所の設置可
	小中高校	<第二種施設>	<第二種施設>
	大学	屋内 + 位置指定場所 (テラス席等) 屋外 その他の場所	屋内 ※喫煙専用室の設置可
	官公庁施設 (政府案については行政機関)	※その他の場所には喫煙場所の設置可	
	老人福祉施設		
	運動施設		
	事務所	<第三種施設> 屋内 + 屋外の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	
	飲食店		
	ホテル		
乗り物	バス・タクシー・航空機	内部 + 外部の位置指定場所	内部
	鉄道・船舶	内部 + 外部の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	内部 ※喫煙専用室の設置可

※ 住宅や旅館・ホテルの客室は、規制対象外

※ シガーバー等 (議連試案は第三種施設内、政府案は第二種施設内に限る) や、たばこの研究所の屋内では、一定基準を満たす室内での喫煙可

屋内における加熱式たばこの喫煙に対する規制

国民民主党案	政府案
当分の間、第三種施設の喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室 (飲食可) で喫煙可	当分の間、 第二種施設 の喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室 (飲食可) で喫煙可

喫煙専用室に係る指定制度

国民民主党案	政府案
事前に都道府県知事が喫煙専用室を有する施設を指定	<u>指定制度なし</u> (施設等の管理権原者が自ら喫煙専用室を設定)

飲食店に関する特例

	国民民主党案	政府案
	→当分の間、規制対象外 〔新規出店の店舗も含め、特例の対象〕	→別に法律で定めるまでの間、規制対象外 〔新規出店の店舗は、特例の対象外〕
要件	① 20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設 (バーやスナックを想定)	<u>飲食店全般 (バーやスナック以外も対象)</u>
	② 施設面積が30m ² 以下	個人又は中小企業 (資本金又は出資の総額5000万円以下) かつ <u>客席面積が100m²以下</u>
	③ 管理権原者等以外に従業者がいない、又は喫煙可能であることについて全従業者の同意を得ている	
	④ 20歳未満の者を立ち入らせないようにするための措置を講じている	喫煙可能室に20歳未満の者を立ち入らせない義務
	⑤ ①～④の全ての要件を満たしていること、及び受動喫煙のおそれがあることを、利用の際に考慮することができるよう掲示している	飲食店や喫煙可能室の出入口に、喫煙可能場所であること、20歳未満立入禁止であること等の標識を掲示する義務

施行期日

国民民主党案	政府案
<p>【段階的に施行】</p> <p>①国及び地方公共団体の責務等の実施 (公布後 6 か月以内に施行)</p> <p>②2019年ラグビーワールド杯開催までに全面実施 (公布後 1 年以内に施行)</p>	<p>【段階的に施行】</p> <p>①国及び地方公共団体の責務等の実施 (公布後 6 か月以内に施行)</p> <p>②第一種施設に係る規制について、2019年ラグビーワールド杯開催までに実施 (公布後 1 年 6 か月以内に施行)</p> <p>③2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに全面実施 (平成32年4月1日施行)</p>

過料の額

国民民主党案	政府案
<p><個人></p> <p>退出命令違反：5万円以下 (加熱式たばこの喫煙に係る違反については、当分の間、適用せず)</p>	<p><個人></p> <p>退出命令違反：30万円以下</p>
<p><施設等管理者></p> <p>いずれの違反も：10万円以下</p>	<p><施設等管理者></p> <ul style="list-style-type: none">・勧告措置命令違反：50万円以下・喫煙標識掲示違反：50万円以下・喫煙標識除去違反：30万円以下・帳簿保存等違反：20万円以下・立入検査拒否：20万円以下